

令和5年度

P T A 総 会 要 綱



三重県立松阪商業高等学校

だい ごうぎあん 第1号議案	れいわ ねんどじぎょうけいかほうこくおよびけつさんほうこく 令和4年度事業経過報告及び決算報告について	
れいわ 令和4年度	じぎょうほうこく あん PTA事業報告(案)	----- 1ページ
けつさんほうこく 決算報告		
れいわ ①令和4年度	うんえいひけつさんしよ あん PTA運営費決算書(案)	----- 2ページ
れいわ ②令和4年度	こうえんかいひけつさんしよ あん クラブ後援会費決算書(案)	----- 3ページ
かいけいかんさほうこく 会計監査報告		----- 4ページ

だい ごうぎあん 第2号議案	れいわ やくいん あん 令和5年度PTA役員(案)	----- 5ページ
-------------------	------------------------------	------------

だい ごうぎあん 第3号議案	かいそく いちぶ かいせい あん 会則の一部改正(案)	----- 6ページ
-------------------	--------------------------------	------------

だい ごうぎあん 第4号議案	れいわ ねんどじぎょうけいかくおよびよさん 令和5年度事業計画及び予算について	
れいわ 令和5年度	ねんどじぎょうけいかく 事業計画(案)	----- 7ページ
よさん 予算		
れいわ ねんど ①令和5年度	うんえいひよさんしよ あん PTA運営費予算書(案)	----- 8ページ
れいわ ねんど ②令和5年度	こうえんかいひよさんしよ あん 後援会費予算書(案)	----- 9ページ

み えけんりつまつきかしょうぎようこうとうがつこう 三重県立松阪商業高等学校PTA会則	かいそく (巻末)
--	--------------

れいわ4ねんど じぎょうほうこく あん
令和4年度PTA事業報告(案)

月	日	項目(内容)	開催場所	出席者
4	8	入学式	本校体育館	PTA会長・会計 新入生 161名
	22	第1回PTA本部役員会 (PTA本部役員改選、PTA行事等)	本校	PTA本部役員
5		PTA総会(書面議決) (事業報告・計画・予算・決算・役員改選等)	本校	PTA本部役員・教職員
	11	第2回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員
6	1	体育祭	本校	PTA本部役員
	4	三重県高等学校PTA連合会 定期総会・研究協議会(発表)	三重県人権センター	PTA本部役員
	17	合同交通安全指導	通学路等	PTA本部役員・教職員
7		三重県高P連会報発行		全会員に配布
	2	松阪地区高P連研修会	華王殿	PTA本部役員
	9	みえ子どもの未来を語る会	津市勤労者福祉センター	PTA本部役員
	14~19	保護者会(三者懇談会・全学年)	本校	保護者・生徒・担任
	15	VIVA松商, 合同役員会	本校	PTA本部役員・教職員・生徒会
8	26	第3回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員
9	27	文化祭1日目	本校	PTA本部役員
	28	文化祭2日目	クラギ文化ホール	PTA本部役員
10	4	第25回三重県幼小中高PTA研修会	生涯学習センター	PTA本部役員
11	11	合同交通安全指導	通学路等	PTA本部役員・教職員
1	20	第4回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員
2	10	合同交通安全指導	通学路等	PTA本部役員・教職員
3		三重県高P連会報発行		全会員に配布
	1	卒業式	本校体育館	PTA本部役員・会員
	20	入学予定者登校日 第5回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員

第1号議案 決算報告①

令和4年度 PTA運営費決算書 (案)

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額(A)	収入額(B)	差引増減 (B)―(A)	摘要
(1) 会 費	3,018,000	3,018,900	900	生徒5,364人×@500円(年間6,000円÷12カ月)+2人分(1,400円)=2,683,400円 教職員671人×@500円(年間6,000円÷12カ月)=335,500円
(2) 繰越金	339,493	339,493	0	
(3) 雑収入	22,507	31,546	9,039	預金利息、自転車保険集金事務手数料
合 計	3,380,000	3,389,939	9,939	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額(A)	支出額(B)	残額 (A)―(B)	摘要
(1) 給料	2,300,000	2,171,520	128,480	事務助手
(2) 職員手当等	70,000	64,080	5,920	事務助手通勤手当
(3) 共済費	300,000	295,420	4,580	事務助手社会保険料
(4) 報償費	10,000	9,000	1,000	PTA本部役員退任謝礼品
(5) 旅費	30,000	40,360	△ 10,360	役員旅費等
(6) 需用費	40,000	36,686	3,314	非常用保存水、自転車パンク修理キット等
(7) 役務費	290,000	263,296	26,704	全国高P連賠償責任補償制度掛金@400円 事務助手健康診断料 きずなネット利用料
(8) 使用料及び賃借料	40,000	39,600	400	百五パソコンサービス基本料金(ネットバンク)
(9) 負担金、補助金	70,000	65,050	4,950	三重県高等学校PTA連合会会費@130円 PTA研修会参加費
(10) 予備費	230,000	0	230,000	
合 計	3,380,000	2,985,012	394,988	

(収入額) 3,389,939 — (支出額) 2,985,012 = (繰越金) 404,927 (単位:円)

第1号議案 決算報告②

令和4年度 クラブ後援会費決算書 (案)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	収入額 (B)	差引増減 (B)－(A)	摘要
(1)会費	3,304,800	3,307,800	3,000	5,513人×@600円(7,200円÷12カ月) = 3,307,800円
(2)繰越金	6,452,473	6,452,473	0	
(3)雑収入	727	172,687	171,960	預金利息 購買部利益分配金
合計	9,758,000	9,932,960	174,960	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度と令和4年度のクラブ後援会費の徴収は、年額14,400円の1/2としています。

支出の部

(単位:円)

科目	節(細節)	予算額 (A)	支出額 (B)	残額 (A)－(B)	摘要
(1)旅費		7,000,000	6,728,647	271,353	
	①生徒旅費	5,000,000	5,395,519	△ 395,519	公式試合等生徒参加旅費
	②引率旅費	2,000,000	1,333,128	666,872	公式試合等教員引率旅費
	③コーチ旅費	0	0	0	外部指導者引率旅費
(2)負担金、補助金		600,000	754,313	△ 154,313	公式試合等参加料及び登録料
(3)予備費		2,158,000	0	2,158,000	
合計		9,758,000	7,482,960	2,275,040	

(収入額) (支出額) (繰越金) (単位:円)
 9,932,960 － 7,482,960 = 2,450,000

会 計 監 査 報 告

令和4年度PTA会計及びクラブ後援会会計の監査を実施したところ、各会計の諸帳簿、証拠書類の整理は良好であり、収支の帳簿、金銭の出納は適正に記帳されており、また、歳入歳出決算書は会則及び予算に従い正しく執行されていることを認めます。

令和 5年 4月 2/日

監 査 委 員

名 前 世 古 佳 子

名 前 藤 田 真 弓

名 前 中 谷 洋 祐

れいわねんど 令和5年度 PT A本部役員名簿(案)
ほんぶ やくいん めいぼ あん

敬称略

役名	名前	区分
会長	世古 佳子	3年生保護者
副会長	濱口 洋美	3年生保護者
副会長	服部美由紀	2年生保護者
副会長	遠藤 憲	教頭
書記	束田 彩	1年生保護者
書記	井上えり子	1年生保護者
書記	山川 徹	生徒指導
書記	山本 浩武	総務

役名	名前	区分
会計	松浦 有沙	3年生保護者
会計	加藤 優佑	1年生保護者
会計	奥田 肇	進路指導
会計	上村 敏弘	事務長
会計監査	山本 香織	2年生保護者
会計監査	井上 弘美	2年生保護者
会計監査	松月 大	教務

顧問	小西伊津美	前PTA会長
顧問	西根 正子	学校長

第3号議案

P T A会則の一部改定について(案)

1. 「第7条 役員の仕事」において定めている、企画部、広報部、教養文化部への所属について、この規則を削除する。

第7条 役員の仕事

会長は本会を代表して一切の会務を統理します。

副会長は会長を補佐し、会長不在の時、代理を務めます。

書記はすべての会合並びに会の活動状況を記録し、各会合の通知を送ります。

会計は本会の会計事務を司り、かつその必要書類を保管します。

会計監査は会計を監査します。なお、会計簿はいつでも会員の閲覧に供える一方、

総会に報告して承認を受けます。

役員は、次の部に属し本会の目的を達成するように努めます。

- ・ 企画部 (P T A総会、レクリエーション関係等)
- ・ 広報部 (P T Aたよりの発行、P T A通信の発行等)
- ・ 教養文化部 (体育祭関係、文化祭関係等)

下線部を削除する

2. 「第11条 会計」において、クラブ後援会費に対して、P T A運営費の予備費から援助金を支出することができるものと定めている。クラブ後援会費は、本校生徒の教育活動に関わる諸経費に充当しており、支出対象はクラブ活動に限られていない。このことを受け、下記のとおりP T A会則の一部を改定する。

(改定前)

第11条 会計

本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって充てます。

本会の会費は年額6,000円とし、別に定めるところにより納めます。

会計年度は4月1日より3月31日までとします。

本会は必要に応じ予算の範囲内において、予備費から当校のクラブ後援会へ援助金を支出することができるものとします。

下線部を次のとおり改定する

(改定後)

本会は必要に応じ予算の範囲内において、P T A運営費から当校の後援会費へ援助金を繰り出すことができるものとします。

第4号議案

令和5年度PTA事業計画(案)

月	日	項目(内容)	開催場所	出席者
4	10	入学式	本校体育館	PTA本部役員 新入生 155名
	21	第1回PTA本部役員会(新旧) (PTA本部役員改選、PTA行事等)	本校	PTA本部役員
5	12	PTA総会(書面議決) (事業報告・計画・予算・決算・役員改選等) 第2回PTA本部役員会(新旧)	本校	PTA本部役員・教職員
	31	体育祭	本校	PTA本部役員
6	2	(体育祭 予備日)		
	3	三重県高等学校PTA連合会 定期総会・研究協議会	プラザ洞津	PTA本部役員
7	1	松阪地区高P連研修会	未定	PTA本部役員
	未定	三重県高P連会報発行		全会員に配布
	8	みえ子どもの未来を語る会	未定	PTA本部役員
	18~20	保護者会(三者懇談会・全学年)	本校	保護者・生徒・担任
	19	VIVA松商, 合同役員会	本校	PTA本部役員・教職員・生徒会
9	1	第3回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員
	27	文化祭準備	本校	PTA本部役員
	28	文化祭1日目(校内)	本校	PTA本部役員
	29	文化祭2日目(ホール)	クラギ文化ホール	PTA本部役員
10	3	三重県幼小中高PTA研修会	三重県総合文化センター (生涯学習センター)	PTA本部役員
11	12	第51回三重県教育県民集会	白山総合文化センター (しらすぎホール)	PTA本部役員
1	20	第4回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員
3	1	卒業式	本校体育館	PTA本部役員・会員
	未定	三重県高P連会報発行		全会員に配布
	未定	入学予定者登校日 第5回PTA本部役員会	本校	PTA本部役員

第4号議案 予算①

令和5年度 PTA運営費予算書（案）

収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(△) (A)－(B)	摘要	前年度決算額
(1) 会 費	3,120,000	3,018,000	102,000	生徒 6,000円×464人＝2,784,000円 (兄弟姉妹免除) 0円×8人＝0円 教職員 6,000円×56人＝336,000円	3,018,900
(2) 繰越金	404,927	339,493	65,434		339,493
(3) 雑収入	29,073	22,507	6,566	預金利息、自転車保険集金事務手数料	31,546
合 計	3,554,000	3,380,000	174,000		3,389,939

支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(△) (A)－(B)	摘要	前年度決算額
(1) 給料	1,950,000	2,300,000	△ 350,000	事務助手	2,171,520
(2) 職員手当等	58,000	70,000	△ 12,000	事務助手通勤手当	64,080
(3) 共済費	290,000	300,000	△ 10,000	事務助手社会保険料	295,420
(4) 報償費	10,000	10,000	0	PTA本部役員退任謝礼品	9,000
(5) 旅費	50,000	30,000	20,000	役員旅費等	40,360
(6) 需用費	60,000	40,000	20,000	非常用保存水、自転車パンク修理キット等	36,686
(7) 役務費	280,000	290,000	△ 10,000	全国高P連賠償責任補償制度掛金@400円、事務助手健康診断料、きずなネット利用料	263,296
(8) 使用料及び賃借料	40,000	40,000	0	百五パソコンサービス基本料金(ネットバンク)	39,600
(9) 負担金、補助金	70,000	70,000	0	三重県高等学校PTA連合会会費@130円 PTA研修会参加費	65,050
(10) 予備費	746,000	230,000	516,000		0
合 計	3,554,000	3,380,000	174,000		2,985,012

第4号議案 予算②

令和5年度 後援会費予算書 (案)

収入の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(△) (A)-(B)	摘要	前年度決算額
(1)会費	6,796,800	3,304,800	3,492,000	14,400円×472人=6,796,800円	3,307,800
(2)繰越金	2,450,000	6,452,473	△ 4,002,473		6,452,473
(3)雑収入	43,200	727	42,473	預金利息、購買部利益分配金	172,687
合計	9,290,000	9,758,000	△ 468,000		9,932,960

支出の部

(単位:円)

科目	節(細節)	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(△) (A)-(B)	摘要	前年度決算額
(1)旅費		7,000,000	7,000,000	0		6,728,647
	①生徒旅費	5,500,000	5,000,000	500,000	公式試合等生徒参加旅費	5,395,519
	②引率旅費	1,500,000	2,000,000	△ 500,000	公式試合等教員引率旅費	1,333,128
	③コーチ旅費	0	0	0	外部指導者引率旅費	0
(2)負担金、補助金		800,000	600,000	200,000	公式試合等参加料及び登録料	754,313
(3)予備費		1,490,000	2,158,000	△ 668,000		0
合計		9,290,000	9,758,000	△ 468,000		7,482,960

三重県立松阪商業高等学校PTA会則（案）

第1条 名称

本会の名称は三重県立松阪商業高等学校PTAと呼びます。

第2条 目的

本会の目的は生徒の福祉を増進するため、家族と学校とが一体となって民主的教育を増進することにあります。

第3条 事業

本会は第2条の目的を達成するために次のような事業を行います。

1. 生徒の教育を向上発展させるための事業。
2. 家庭と学校との連絡を一層密接にするための会合。
3. 学校教育施設等の充実、改善を図ること。
4. 会員相互の修養親睦を図るための事業。
5. 本会の資金を得るための事業。
6. その他教育上必要な事業。

第4条 事務局

本会の事務局は三重県立松阪商業高等学校に置きます。

第5条 会員

本校生徒の保護者と教職員及び本会の目的に賛成する人は誰でも会員になることができます。

第6条 役員

本会の役員は次の通りです。

1. 会長 1名 保護者から
2. 副会長 3名 保護者から2名、教職員から1名
3. 書記 4名 保護者から2名、教職員から2名
4. 会計 4名 保護者から2名、教職員から2名
5. 会計監査 3名 保護者から2名、教職員から1名
6. 顧問 学校長および前会長

第7条 役員の仕事

会長は本会を代表して一切の会務を統理します。

副会長は会長を補佐し、会長不在の時、代理を務めます。

書記はすべての会合並びに会の活動状況を記録し、各会合の通知を送ります。

会計は本会の会計事務を司り、かつその必要書類を保管します。

会計監査は会計を監査します。なお、会計簿はいつでも会員の閲覧に供える一方、総会に報告して承認を受けます。

第8条 役員を選出

役員は毎年定期総会で選出します。

第9条 役員任期

本会役員任期は1カ年とします。ただし、再選は妨げないものとします。

第10条 会議

1. 総会は最高の議決機関であって会則の制定・修正、役員選出、予算承認、その他重要な事項を審議します。

総会を分けて定例総会、臨時総会とします。

定例総会は毎年1回1学期に行います。

臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の1/3以上の要求があったとき開くことができます。

2. 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の1/3以上の要求があったときは開くことができます。

3. 会議はすべて構成員の1/2以上の出席をもって成立します。ただし、委任状をもって出席に替えることができます。

4. 会議のすべては多数決によって決議することを原則とします。

第11条 会計

本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって充てます。

本会の会費は年額6,000円とし、別に定めるところにより納めます。

会計年度は4月1日より3月31日までとします。

本会は必要に応じ予算の範囲内において、PTA運営費から当校の後援会費へ援助金を繰り出すことができるものとします。

第12条 会則修正

本会の会則は総会で、会員の2/3以上の賛成により修正することができます。

第13条 業務委嘱

PTA会費の徴収及び経費の執行は、学校長に委任し、その取扱いは教職員に業務の一部を委嘱します。

第14条 補則

PTA役員等旅費及び慶弔等に関する規定は別に定めるものとします。

- 改正 平成 5年6月 5日
- 改正 平成12年5月20日
- 改正 平成14年5月18日
- 改正 平成15年5月24日
- 改正 平成16年5月22日
- 改正 平成20年5月17日
- 改正 平成22年5月15日
- 改正 平成27年5月 9日
- 改正 令和 3年5月 8日
- 改正 令和 5年5月12日